

2022 年度公認申請にあたって

3月28日、学生部より学生団体支援システムを通じて計7通の書類が配布されました。内容を全会員に周知させるよう指示がありました。内容をこの資料に要約しましたので、目を通すようにしてください。（所要時間10分以内）

必要に応じて、[\[書類の原本\]](#)（ハイパーリンクあり）を参照してください。特に重要だと思われる部分には強調がしてあります。

・書類1（全体の概要）

以下の場合、代表者が事前に各キャンパスの**学生部学生生活担当**に相談しておく。無断で行うことはできない。

- （1）国際政経として教室を利用する際
- （2）国際政経として掲示物の掲出、印刷物の配布等を行う際
- （3）国際政経として塾外で活動する場合、必ず事前に**学外行事届**を keio.jp の「学生団体活動支援システム」を通じて学生部に提出する。

・書類2（公認条件）

「公認条件：学生総合センター講座 オンライン授業(全回オンデマンド形式)「大学生生活における責任と危機管理」を、学生責任者を含む役職者全員が履修すること。」

役職者とは、三田代表・日吉代表・会計担当・会計監査です。これら4名のうち履修していない学生は、2022年度中に履修してください。

・書類3（倫理規程等）

- （1）違法行為、公序良俗に反する行為、他者の尊厳や人権を侵害し、生命・身体・財産を傷つける行為の禁止
- （2）**危険な飲酒行為**（違法である20歳未満の飲酒を含む）の禁止
- （3）**性加害行為**（性暴力、セクシャルハラスメント、わいせつ行為等）の禁止
- （4）日吉駅等公共の場での**迷惑行為**の禁止
- （5）**SNS上での不適切な発言**の禁止
- （6）**薬物使用**の禁止
- （7）2022年4月1日より**成年年齢が18歳に引き下げ**となります。契約行為等において十分注意してください。（参考資料：<https://seinen.go.jp>）

違法行為・不適切行為が発覚した場合、学生部から解散・公認取り消し・活動停止の処分が下される可能性があります。

・書類4 （他大学の学生の扱い・団体名について）

（1）会員となることができるのは、慶應義塾の学部生・大学院生・塾員のみです。**他大学の学生は会員となることはできません。**（理由は、①大学による指導が及ばないこと②活動中に傷害を負った場合保険適用上の問題などが生ずることとされている。）

以上の規定が守られない場合、学生部から解散・公認取り消し・活動停止の処分が下される可能性がある。従って、2022年度以降他大学の学生の勧誘を行わないこととする。また、他大学生をオブザーバー（準会員）として認めるホームページ上の記述を削除した。

2021年度にオンラインでオブザーバーとして参加された方におかれましては、**国際政経研究会として対面で活動する際は参加されないようお願い申し上げます。**

（2）団体名に「慶應義塾大学」「KEIO」等が使用できないため、SNSやWebページでの団体名の表記の一部を「国際政経研究会（慶應義塾大学公認学生団体）」に変更した。

・書類5 （飲酒に関する注意）

（1）飲酒をする際には、①大量に飲みすぎないこと②一気に飲みすぎないことに注意してください。

（2）飲酒の強要は絶対にあってはなりません。国際政経でそのようなことはありません。

（3）泥酔者がおり救急車を呼ぶべきか迷ったら、**#7119**に連絡してください。

・書類6 （感染拡大防止に関する注意）

余裕があれば確認してください。当面の間は従来の注意を継続してください。

・書類7 （学生教育研究災害傷害保険について）

全塾生が加入済みです。事故などが発生した際に確認してください。

以上